破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２９号
釧路市花園町４番５号　シャルム花園306
破産者　佐藤伸一郎
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３６４号
釧路市大楽毛北２丁目28番16号
破産者　泉　　忠信
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３０号
釧路市星が浦大通２丁目９番13号　雄飛ハイツ103号
破産者　近江　　孝
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５９号
釧路市鳥取北４丁目８番11号
破産者　佐々木直樹
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１３９６号
仙台市泉区泉ケ丘２丁目３番24号
破産者　岩淵　匡之
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６９号
宮城県亘理郡山元町山寺字頭無150番地23
破産者　鞠古　幸造
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７６号
仙台市泉区八乙女中央５丁目７番26―511号
破産者　菊川　理恵
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１００号
仙台市若林区上飯田１丁目23番20号　エスト・コンフォールＡ―101
破産者　竹内　美香
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
宮城県石巻市桃生町神取字堤外四番13番地41、前住所宮城県石巻市長浜町６番７号
破産者　御代　繁實
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第７２５号
群馬県前橋市高井町１丁目25地番地11ヴィレッジ小畑106号
破産者　井上　初雄
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４０３号
埼玉県越谷市東越谷10丁目49番地１
破産者　田中てる子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２２６号
埼玉県越谷市赤山町４丁目９番１号　Ｄ―407、旧住所埼玉県越谷市蒲生寿町２番10号ヴィルヌーブ南越谷Ａ―620
破産者　松浦　凱子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
埼玉県越谷市赤山町２丁目89番地
破産者　林　　幸子（旧姓井坂）
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目33番地10ソレーユみなみ201号室
破産者　中野　　浩
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
新潟市中央区元下島町4649番地　シャルマンシティ101号、前住所新潟市中央区西大畑町601番地５　ときわマンション201号
破産者　本間　　靖
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９９号
新潟市北区松浜１丁目６番地14
破産者　金田富美子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２６号
金沢市藤江南２丁目７番地、開始決定時の住所金沢市金石西２丁目15番４号
破産者　筆　　昭人
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６１号
金沢市久安５丁目240番木村フラッツＡ－３号室、住民票上の住所石川県石川郡野々市町字二日市町579番地の２
破産者　山崎　　寛
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７１号
京都府舞鶴市字女布817番地の２
破産者　ひよ子こと木村淳道こと　白　　淳道
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係